

議案第76号

行政機構の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（飯能市部室設置条例の一部改正）

第1条 飯能市部室設置条例（平成11年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画総務部」を「企画部
総務部」に、「秘書室
地方創生推進室」を「秘書室」
に改める。

第2条企画総務部の項中「企画総務部」を「企画部」に改め、第8号から第16号までを削り、第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

1 公約の実現に関すること。

第2条企画部の項の次に次のように加える。

総務部

- 1 議会及び市の一般行政に関すること。
- 2 文書に関すること。
- 3 条例、規則等に関すること。
- 4 統計に関すること。
- 5 選挙に関すること。
- 6 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 7 契約に関すること。
- 8 工事の検査に関すること。
- 9 他の部の主管に属さないこと。

第2条地方創生推進室の項を削る。

（飯能市総合振興計画策定条例の一部改正）

第2条 飯能市総合振興計画策定条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「企画総務部企画調整課」を「企画部企画調整課」に改める。

(飯能市社会経済政策会議条例の一部改正)

第3条 飯能市社会経済政策会議条例(平成25年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画調整課」を「企画部企画調整課」に改める。

(飯能市行政改革審議会条例の一部改正)

第4条 飯能市行政改革審議会条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画調整課」を「企画部企画調整課」に改める。

(飯能市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 飯能市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部職員課」を「総務部職員課」に改める。

(飯能市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第6条 飯能市指定管理者選定委員会条例(平成26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画調整課」を「企画部企画調整課」に改める。

(飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第7条 飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例(平成11年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部庶務課」を「総務部庶務課」に改める。

(飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第8条 飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の6及び第20条中「企画総務部職員課」を「総務部職員課」に改める。

(飯能市入札監視委員会条例の一部改正)

第9条 飯能市入札監視委員会条例(平成26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市建設工事総合評価審査委員会条例の一部改正)

第10条 飯能市建設工事総合評価審査委員会条例(平成26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市建設工事工法選定委員会条例の一部改正)

第11条 飯能市建設工事工法選定委員会条例(平成26年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例の一部改正)

第12条 飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例(平成28年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「財務部管財課資産経営室」を「財務部管財課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月24日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市部室設置条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>建設部</p> <p>上下水道部</p> <p>秘書室</p> <p>危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>1 公約の実現に関すること。</u></p> <p><u>2 市政の総合的な企画、調査及び推進に関すること。</u></p> <p><u>3 広域行政に関すること。</u></p> <p><u>4 人権に関すること。</u></p> <p><u>5 各部の調整に関すること。</u></p> <p><u>6 行政改革に関すること。</u></p> <p><u>7 広報に関すること。</u></p> <p><u>8 高度情報化及び地域情報化に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 省略</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p>財務部</p> <p>市民生活部</p> <p>産業環境部</p> <p>健康福祉部</p> <p>建設部</p> <p>上下水道部</p> <p>秘書室</p> <p><u>地方創生推進室</u></p> <p>危機管理室</p> <p>行政不服審査室</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 省略</p> <p><u>企画総務部</u></p> <p><u>1 市政の総合的な企画、調査及び推進に関すること。</u></p> <p><u>2 広域行政に関すること。</u></p> <p><u>3 人権に関すること。</u></p> <p><u>4 各部の調整に関すること。</u></p> <p><u>5 行政改革に関すること。</u></p> <p><u>6 広報に関すること。</u></p> <p><u>7 高度情報化及び地域情報化に関すること。</u></p>

総務部

- 1 議会及び市の一般行政に関する
こと。
- 2 文書に関すること。
- 3 条例、規則等に関すること。
- 4 統計に関すること。
- 5 選挙に関すること。
- 6 職員の人事、給与、研修及び厚生
に関すること。
- 7 契約に関すること。
- 8 工事の検査に関すること。
- 9 他の部の主管に属さないこと。

財務部～秘書室 省略

危機管理室～行政不服審査室 省略

- 8 議会及び市の一般行政に関する
こと。
- 9 文書に関すること。
- 10 条例、規則等に関すること。
- 11 統計に関すること。
- 12 選挙に関すること。
- 13 職員の人事、給与、研修及び厚生
に関すること。
- 14 契約に関すること。
- 15 工事の検査に関すること。
- 16 他の部の主管に属さないこと。

財務部～秘書室 省略

地方創生推進室

- 1 公約の実現に関すること。

危機管理室～行政不服審査室 省略

飯能市総合振興計画策定条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(審議会の庶務)</p> <p>第12条 審議会の庶務は、<u>企画部企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(審議会の庶務)</p> <p>第12条 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画調整課</u>において処理する。</p>

飯能市社会経済政策会議条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 政策会議の庶務は、<u>企画部企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 政策会議の庶務は、<u>企画総務部企画調整課</u>において処理する。</p>

飯能市行政改革審議会条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>企画部企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画調整課</u>において処理する。</p>

飯能市特別職報酬等審議会条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。</p>

飯能市指定管理者選定委員会条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>企画部企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部企画調整課</u>において処理する。</p>

飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>総務部庶務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>企画総務部庶務課</u>において処理する。</p>

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(認定委員会の庶務)</p> <p>第4条の6 認定委員会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第20条 審査会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。</p>	<p>(認定委員会の庶務)</p> <p>第4条の6 認定委員会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。</p> <p>(審査会の庶務)</p> <p>第20条 審査会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。</p>

飯能市入札監視委員会条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約検査課</u>において処理する。</p>

飯能市建設工事総合評価審査委員会条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約検査課</u>において処理する。</p>

飯能市建設工事工法選定委員会条例新旧対照表（第 1 1 条関係）

改正後	改正前
<p>(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査</u> 課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約</u> <u>検査課</u>において処理する。</p>

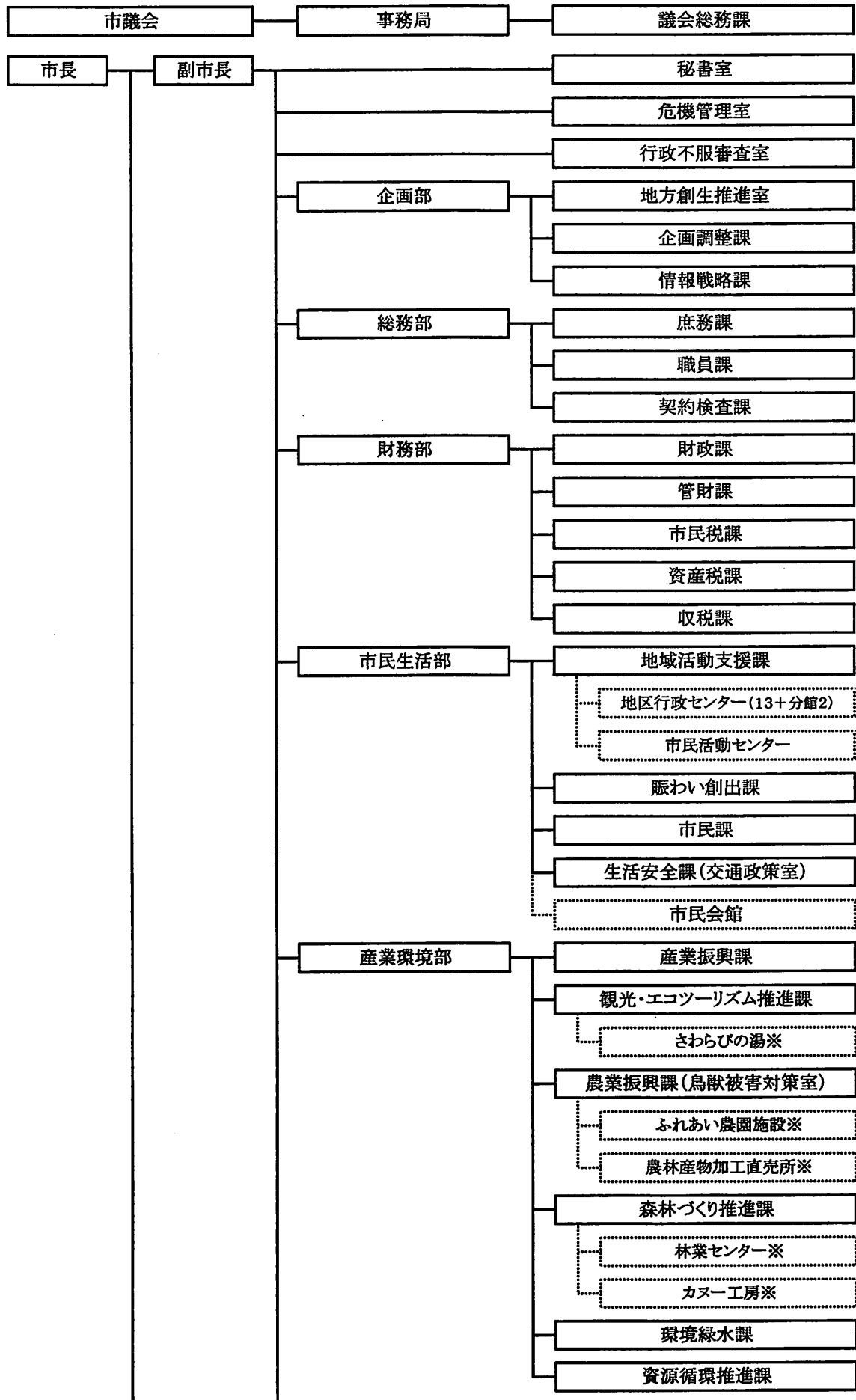
飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例新旧対照表（第12条関係）

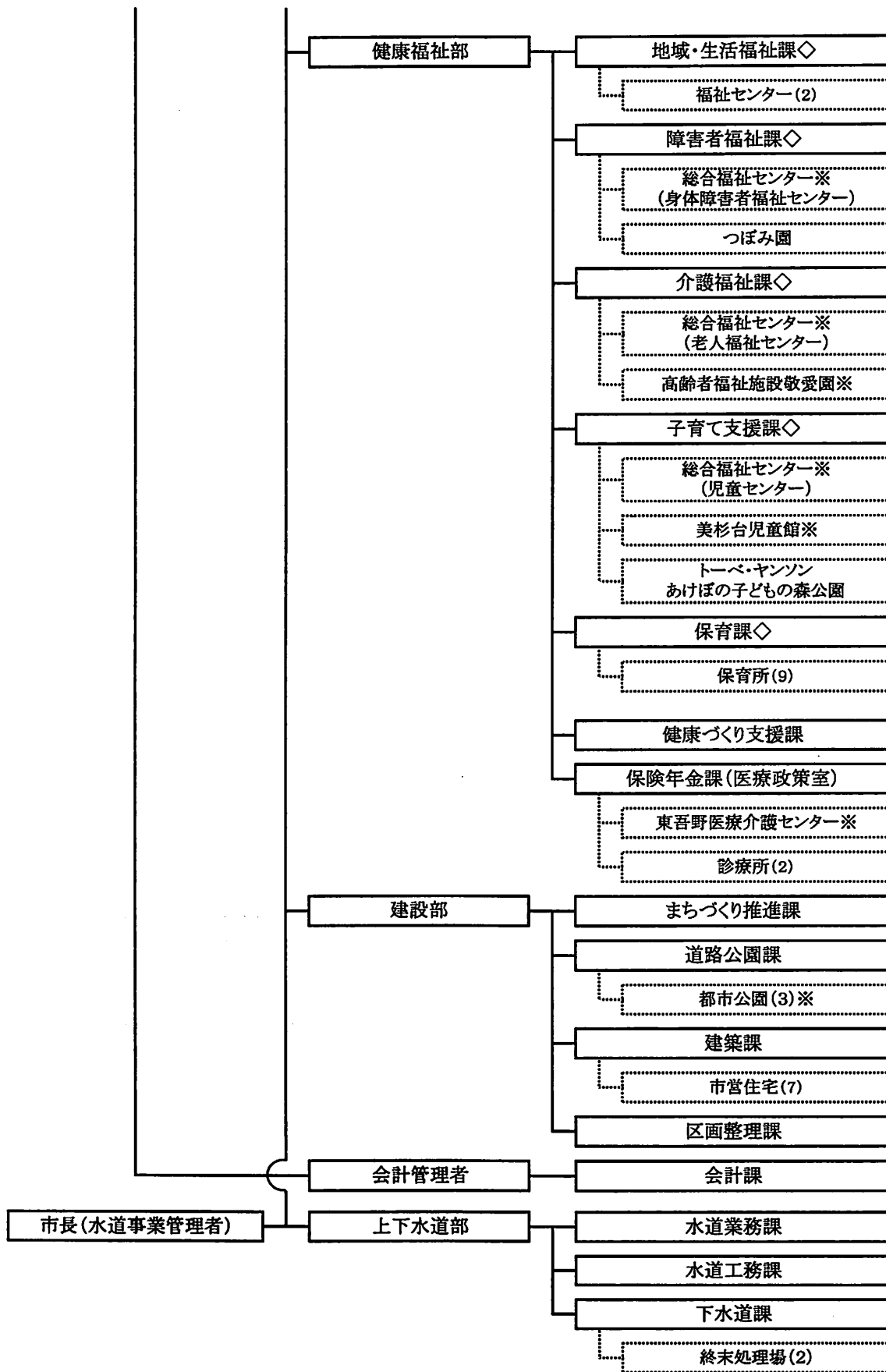
改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>財務部管財課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>財務部管財課資産経営室</u>において処理する。</p>

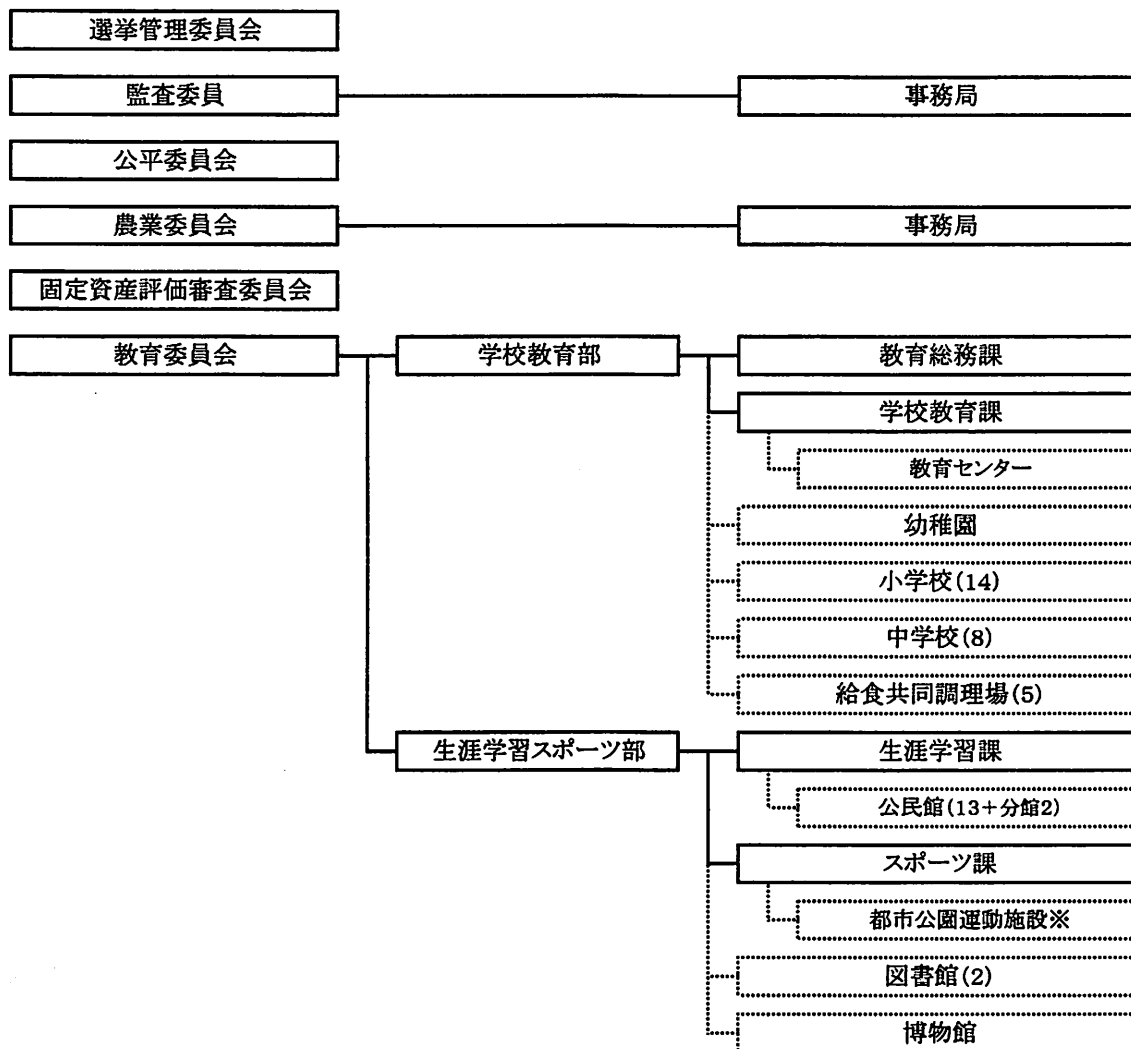
参考

飯能市行政機構図

(平成30年4月1日 改正案)





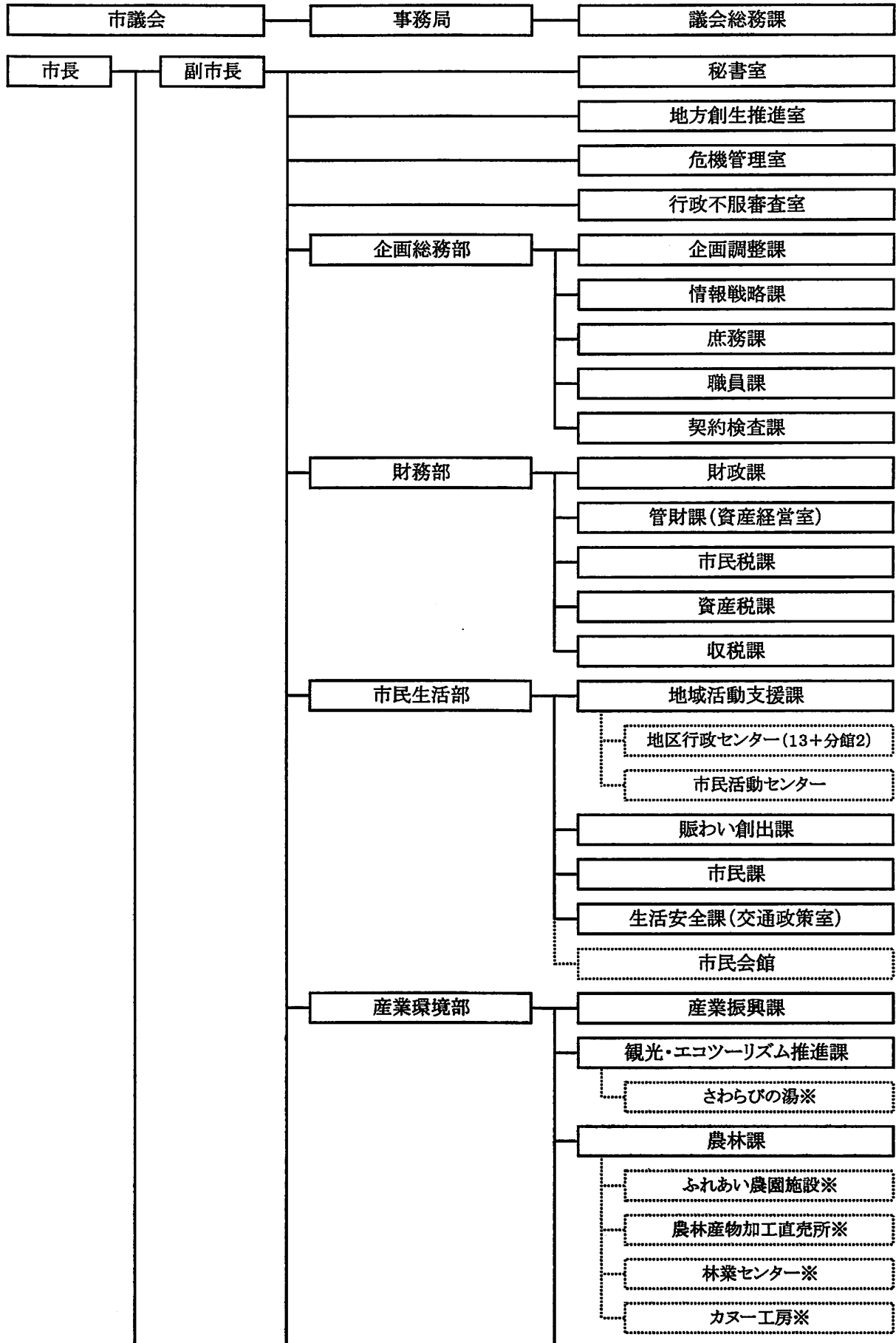


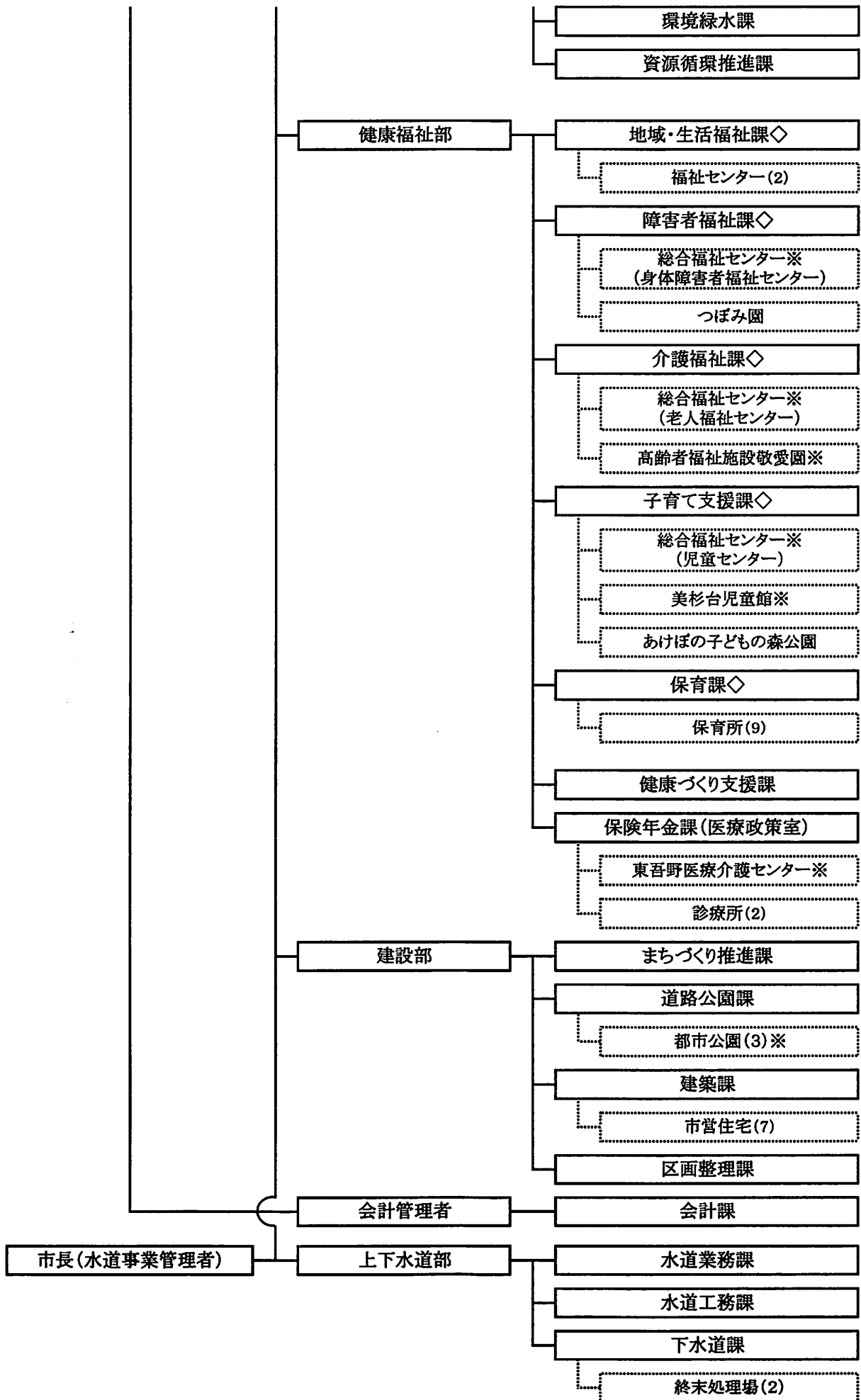
※行政機構 11部
49課(秘書室、危機管理室、行政不服審査室を含む。)

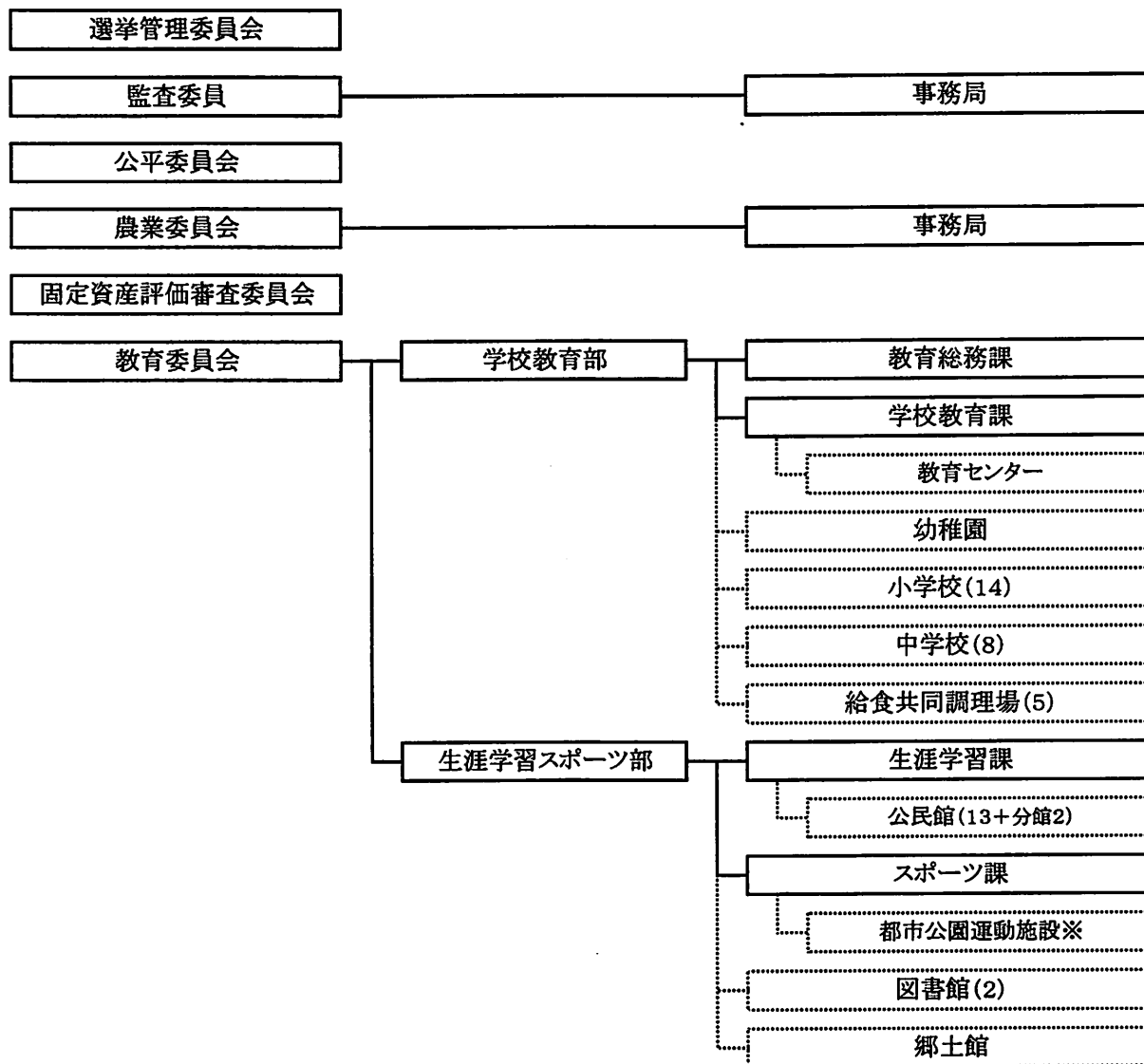
行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。
また、福祉事務所には、◇印を付した。

飯能市行政機構図

(平成29年4月1日 現行)







※行政機構 10部
48課（秘書室、地方創生推進室、危機管理室、行政不服審査室を含む。）

行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。
また、福祉事務所には、◇印を付した。